



# 第95回 定時株主総会 招集ご通知

## INDEX

■ 第95回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	5
■ 事業報告	15
■ 連結計算書類	45
■ 計算書類	48
■ 監査報告書	51

<b>開催日時</b>	平成30年6月28日（木曜日） 午前10時 受付開始 午前9時
<b>開催場所</b>	東京都中央区京橋一丁目7番1号 TODA BUILDING 7階 TKP東京駅八重洲カンファレンス センター ホール7C
<b>決議事項</b>	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役10名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件

戸田建設株式会社



## 株主の皆様へ

第95回定時株主総会を6月28日（木）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

また、2017年度の概況と今後の取り組みについて、ご報告申し上げますので、ご高覧下さい。

平成30年6月  
代表取締役社長

今井雅則

“喜び”を実現する  
企業グループへ

### 目次

■ 第95回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	5
第95回定時株主総会招集ご通知添付書類	
■ 事業報告	15
■ 連結計算書類	45
■ 計算書類	48
■ 監査報告書	51

# 株主各位

東京都中央区京橋一丁目7番1号  
戸田建設株式会社  
代表取締役社長 今井 雅則

## 第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または、電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3ページから4ページのご案内に従って、平成30年6月27日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |               |   |
|---------------|---|
| <b>1 日 時</b>  | 平成30年6月28日（木曜日）午前10時  |
| <b>2 場 所</b>  | 東京都中央区京橋一丁目7番1号<br>TODA BUILDING 7階 TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター ホール7C  |
| <b>3 目的事項</b> |   |
| <b>報告事項</b>   | 1. 第95期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）<br>事業報告および連結計算書類ならびにその監査結果報告の件<br>2. 第95期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）<br>計算書類報告の件 |
| <b>決議事項</b>   | 第1号議案 剰余金の処分の件<br>第2号議案 定款一部変更の件<br>第3号議案 取締役10名選任の件<br>第4号議案 監査役1名選任の件   |

以 上

- (1) 当日ご出席の際はお手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 株主総会招集ご通知添付書類の、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.toda.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。  
なお、「連結注記表」および「個別注記表」は、会計監査人が会計監査報告書を、監査役が監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- (3) 株主総会参考書類および添付書類を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.toda.co.jp/ir/>）に掲載いたします。

## 議決権行使のご案内

当社では、書面（議決権行使書用紙）または、電磁的方法（インターネット等）により議決権をご行使いただくことができますので、ご案内申し上げます。



### 株主総会への出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、  
**会場受付にご提出**ください。



### 書面(議決権行使書用紙)による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、  
平成**30年6月27日**(水曜日) **午後5時30分**までに  
到着するようご返送ください。  
なお、各議案につきまして賛否のご表示がない場合は、  
賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



### インターネットによる議決権の行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) に  
アクセスしていただき、  
平成**30年6月27日**(水曜日) **午後5時30分**までに  
議案に対する賛否をご入力ください。

### 機関投資家の皆様へ

当社は、(株)ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。



「ネットで招集」  
のご案内

本招集ご通知をウェブサイトに掲載しております。  
また、議決権行使サイトにもリンクしております。  
<https://s.srdb.jp/1860/>



## インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

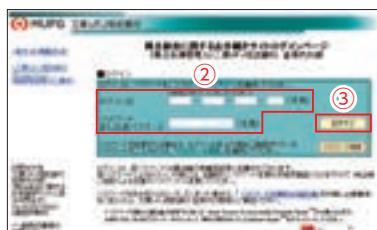
インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。(毎日午前2時から午前5時までは取扱い休止となります。また、株主様のインターネット環境によっては、ご利用できない場合もございます。) 当日ご出席の場合は、書面(議決権行使書)の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 議決権行使サイトのご利用方法



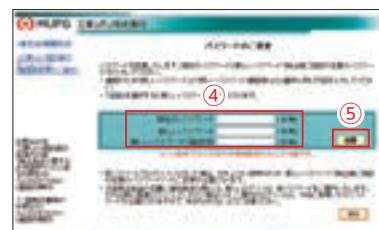
議決権行使サイトにアクセスする  
(<https://evote.tr.mufig.jp/>)

①「次の画面へ」をクリック



ログインする

- ②お手持の議決権行使書用紙に記載されたログインIDおよび「仮パスワード」を入力  
③「ログイン」をクリック



パスワードを登録する

- ④「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード(確認用)」をそれぞれ入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。  
⑤「送信」をクリック  
▶確認画面が出たら「確認」をクリック  
▶以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### ご注意事項

- 書面(議決権行使書)の郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただくための費用(インターネット接続料金・通信料金等)は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権の行使は、平成30年6月27日(水曜日)午後5時30分まで受付いたしますが、できるだけ早めにご行使いただき、ご不明な点がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。
- パスワードの取扱い
  - 1.株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
  - 2.パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取扱いいただきますよう、お願い申し上げます。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関する  
お問合せ先(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

☎ 0120-173-027 (受付時間 午前9時から午後9時まで、通話無料)



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

今後の事業活動の拡充に備えるため、及び建設業法の改定に対応するため、現行定款第2条【目的】について所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容につきましては、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更定款案
第2条【目的】(条文省略) (1) 建築一式工事、土木一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事に関する調査、企画、設計、監理、施工、その総合的エンジニアリングおよびコンサルティング業務	(現行どおり) (1) 建築一式工事、土木一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、 <u>解体工事</u> に関する調査、企画、設計、監理、施工、その総合的エンジニアリングおよびコンサルティング業務
(2)～(9) (条文省略)	(現行どおり)
(10) ホテル、スポーツ施設、宿泊施設、教育研修施設、 <u>医療施設等</u> の保有および経営	(10) ホテル、スポーツ施設、宿泊施設、教育研修施設、 <u>医療福祉施設等</u> の保有および経営
(11)～(15) (条文省略)	(現行どおり)
(新設)	<u>(16) 農業並びに農産物の生産、加工および流通販売に関する事業</u>
(新設)	<u>(17) 再生可能エネルギー等による発電事業およびその管理・運営並びに電力の供給、販売等に関する事業</u>
<u>(16)</u> 前各号に付帯関連する一切の事業	<u>(18)</u> (現行どおり)

※ なお、当社は平成30年5月11日開催の取締役会において当社現行定款第8条に定める単元株式数を平成30年7月1日をもって、1,000株から100株に変更する旨決議いたしております。

## 第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに取締役10名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位および担当	取締役会への出席状況	
1	いまい まさのり 今井 雅則	再任 社外	新任 独立	代表取締役社長・執行役員社長 人財戦略室長	100% (17 / 17回)
2	きくたに ゆうし 鞠谷 祐士	再任 社外	新任 独立	代表取締役専務執行役員 管理本部長	100% (17 / 17回)
3	みやざき ひろゆき 宮崎 博之	再任 社外	新任 独立	代表取締役専務執行役員 建築本部長	100% (17 / 17回)
4	ふじた けん 藤田 謙	再任 社外	新任 独立	専務執行役員 土木本部長	—
5	とだ もりみち 戸田 守道	再任 社外	新任 独立	取締役専務執行役員 価値創造推進室長	100% (17 / 17回)
6	おおとも としひろ 大友 敏弘	再任 社外	新任 独立	取締役常務執行役員 総務部長・リスクマネジメント室長	100% (17 / 17回)
7	うえくさ ひろし 植草 弘	再任 社外	新任 独立	取締役常務執行役員 戦略事業推進室長	100% (17 / 17回)
8	しもむら せつひろ 下村 節宏	再任 社外	新任 独立	社外取締役	94% (16 / 17回)
9	あみや しゅんすけ 網谷 駿介	再任 社外	新任 独立	社外取締役	100% (17 / 17回)
10	いたみ としひこ 伊丹 俊彦	再任 社外	新任 独立	—	—



候補者番号  
**1**

いまい まさのり  
**今井 雅則**

再任

生年月日 / 昭和27年7月21日生  
所有する当社の株式数 / 11,000株

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和53年 4月	当社に入社	平成20年 4月	当社執行役員
平成13年10月	当社大阪支店京滋建築総合 営業所長	平成21年 8月	当社大阪支店長 当社常務執行役員
平成16年 2月	当社大阪支店支店次長 (建築営業担当)	平成25年 3月	当社建築本部執務
平成17年 4月	当社大阪支店副店長 (建築営業担当)	平成25年 4月	当社執行役員副社長
平成19年 2月	当社大阪支店副店長(建築担当)	平成25年 6月	当社代表取締役社長(現任) 当社執行役員社長(現任)
		平成26年 3月	当社人財戦略室長(現任)

### 取締役候補者 とした理由

今井雅則氏は、代表取締役社長に就任以来、戸田建設グループグローバルビジョンを掲げ、喜びを実現する企業グループを目指し新中期経営計画策定を指揮し、グループ経営への転換、及び社内の業務・組織改革等、企業価値の向上へ向け陣頭に立ってまいりました。全てのステークホルダーを意識した経営の監督と執行、取締役会における意思決定機能の強化を通じて、当社グループの持続的成長につなげるべく、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号  
**2**

きくたに ゆうし  
**鞠谷 祐士**

再任

生年月日 / 昭和29年2月6日生  
所有する当社の株式数 / 12,000株

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和54年 4月	当社に入社	平成23年 4月	当社常務執行役員
平成13年 2月	当社建築企画室長	平成24年 3月	当社管理本部長(現任)
平成19年 4月	当社執行役員 当社総合企画部長	平成24年 4月	当社専務執行役員(現任)
平成23年 3月	当社総合企画室長	平成24年 6月	当社代表取締役(現任)

### 取締役候補者 とした理由

鞠谷祐士氏は、長年にわたり企画部門を担当、それに加え人事・財務部門等を所管する管理本部の責任者を務めるなど、経営及び人事・財務の豊富な経験・実績を有しており、当社グループ経営の推進及び業務効率化の推進に適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号

3

みやざき

宮崎

ひろゆき

博之

再任

生年月日 / 昭和28年12月20日生

所有する当社の株式数 / 7,000株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和51年 4月 当社に入社

平成17年 4月 当社東京支店建築部長

平成19年 4月 当社建築工務部長

平成22年 4月 当社執行役員

平成24年 3月 当社九州支店長

平成27年 3月 当社建築本部長（現任）

平成27年 4月 当社専務執行役員（現任）

平成27年 6月 当社代表取締役（現任）

取締役候補者  
とした理由

宮崎博之氏は、長年にわたり建築工事部門の責任者を務め、建築分野における豊富な経験と実績を有しており、これまで建築本部長として当社の建築事業を統轄してきた実績を踏まえ、今後の建築部門の持続的成長への基盤づくりに適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号

4

ふじた

藤田

けん

謙

新任

生年月日 / 昭和34年1月27日生

所有する当社の株式数 / 7,000株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和57年 4月 当社に入社

平成17年 5月 当社大阪支店土木営業第1部長

平成22年 3月 当社大阪支店支店次長

平成26年 3月 当社広島支店長

平成27年 4月 当社執行役員首都圏土木支店長

平成30年 3月 当社土木本部長（現任）

平成30年 4月 当社専務執行役員（現任）

取締役候補者  
とした理由

藤田 謙氏は、長年にわたり当社の土木営業部門において、大阪支店、広島支店、及び首都圏土木支店の責任者を務めるなど、当社土木事業における豊富な経験と実績を有しております。また、これまで土木本部長として当社の土木事業を統轄してきた実績を踏まえ、今後の土木事業の持続的成長への基盤構築に適任であると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号  
**5**

とだ もりみち  
**戸田 守道**

再任

生年月日 / 昭和32年3月1日生  
所有する当社の株式数 / 3,018,540株

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年 4月	当社に入社	平成15年 6月	当社代表取締役副社長 当社建築本部長 (兼) 建築営業統轄部長
平成 6年 6月	当社取締役	平成17年 6月	当社代表取締役 当社執行役員副社長
平成 7年 5月	当社東京支店副店長 (土木担当)	平成19年 6月	当社監査役
平成 8年 6月	当社常務取締役	平成26年 6月	当社取締役 (現任) 当社専務執行役員 (現任) 当社価値創造推進室長 (現任)
平成10年 7月	当社東京支店長		
平成12年 6月	当社専務取締役		

### 取締役候補者 とした理由

戸田守道氏は、長年にわたり建築・土木両部門の営業及び工事の統轄責任者を経験し、平成19年からは監査役として当社取締役の職務執行の監査を行った経験を有しております。  
また、平成26年からは価値創造推進室を所管し、当社の持続的成長への基盤づくりを指揮しており、その実績を踏まえ引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号  
**6**

おおとも としひろ  
**大友 敏弘**

再任

生年月日 / 昭和30年5月16日生  
所有する当社の株式数 / 18,000株

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和53年 4月	当社に入社	平成26年 4月	当社常務執行役員 (現任)
平成15年10月	当社法務部長	平成26年 6月	当社取締役 (現任)
平成23年 3月	当社総務部長 (現任)		
平成23年 4月	当社執行役員		
平成26年 3月	当社リスクマネジメント室長 (現任)		

### 取締役候補者 とした理由

大友敏弘氏は、長年にわたり人事・総務部門の責任者を務め、それに加え法務・リスク管理部門を務めるなど、企業経営における管理業務全般に関する経験と実績を有しております。それらの実績を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号  
**7**う え く さ  
**植草**ひろし  
**弘****再任**生年月日 / 昭和34年11月3日生  
所有する当社の株式数 / 4,000株**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

昭和58年 4月	当社に入社	平成24年 4月	当社執行役員
平成20年 3月	当社関東支店土木営業部長	平成26年 3月	当社土木営業統轄部長
平成22年 3月	当社関東支店支店次長 (土木担当)	平成26年 4月	当社常務執行役員 (現任)
平成23年12月	当社東京支店副店長 (土木担当)	平成26年 6月	当社取締役 (現任)
		平成29年 3月	当社戦略事業推進室長 (現任)

**取締役候補者  
とした理由**

植草 弘氏は、長年にわたり土木営業部門の責任者を務めるなど、土木部門における豊富な経験を有しており、これまで当社の土木営業統轄部長として土木営業部門を統轄してまいりました。

また、平成29年からは当社戦略事業推進室を所管し、当社の持続的成長への基盤づくりを指揮しており、その実績を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号  
**8**し も む ら  
**下村**せ つ ひ ろ  
**節宏****再任****社外****独立**生年月日 / 昭和20年4月28日生  
所有する当社の株式数 / 5,000株**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

平成13年 6月	三菱電機(株)取締役	平成22年 4月	同社取締役会長
平成15年 4月	同社常務取締役	平成24年 6月	日本原子力発電(株)社外監査役 (現任)
平成16年 4月	同社代表執行役、執行役副社長	平成26年 4月	三菱電機(株)取締役相談役
平成18年 4月	同社代表執行役、執行役社長	平成26年 6月	同社相談役 (現任)
平成18年 6月	同社取締役、代表執行役、 執行役社長	平成26年 6月	当社取締役 (現任)

**社外取締役  
候補者とした  
理由**

下村節宏氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言をいただくなど、経営を適切に監督していただいております。当社のコーポレート・ガバナンスに資するところが大きいと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号  
**9**

あみや しゅんすけ  
**網谷 駿介**

再任  
社外

独立

生年月日 / 昭和21年6月12日生  
所有する当社の株式数 / 3,000株

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成10年 7月	日本電信電話(株)理事	平成20年 6月	日本電信電話(株)常勤監査役
平成11年 7月	エヌ・ティ・ティ・コミュニケー ションズ(株)取締役	平成24年 6月	(一社) 情報通信設備協会会長
平成14年 6月	同社常務取締役	平成26年 6月	当社取締役 (現任)
平成16年 6月	エヌ・ティ・ティ・コムウェア(株) 代表取締役副社長		

社外取締役  
候補者とした  
理由

網谷駿介氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言をいただくなど、経営を適切に監督していただいております。当社のコーポレート・ガバナンスに資するところが大きいと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号  
**10**

いたみ としひこ  
**伊丹 俊彦**

新任  
社外

独立

生年月日 / 昭和28年9月2日生  
所有する当社の株式数 / 0株

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年 4月	東京地方検察庁検事任官	平成27年12月	大阪高等検察庁検事長
平成17年 4月	東京地方検察庁公安部長	平成28年11月	弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所 顧問 (現任)
平成22年 6月	最高検察庁総務部長	平成30年 3月	株式会社北國新聞社監査役 (現任)
平成24年 7月	東京地方検察庁検事正		
平成26年 7月	最高検察庁次長検事		

社外取締役  
候補者とした  
理由

伊丹俊彦氏は、東京地方検察庁検事正、最高検察庁次長検事、大阪高等検察庁検事長などの要職を歴任後、弁護士としてコーポレートガバナンス、及び企業の危機管理並びに企業コンプライアンスに携わっており、豊富な経験と高度な専門的知見を有していることから、当社の経営に対し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、適切な助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数には、戸田建設役員持株会における各自の持ち分を含めた実質所有株式数を記載しております。
  3. 下村節宏、網谷駿介、及び伊丹俊彦の各氏は、社外取締役の候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者として指定し、同取引所へ届け出ております。
  4. 下村節宏氏は、当社の取締役役に就任してから4年になります。企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、当社は三菱電機㈱との間に建設工事に関する取引がありますが、平成30年3月期における取引金額は当社の受注高の1%未満であります。
  5. 網谷駿介氏は、当社の取締役役に就任してから4年になります。企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、当社は日本電信電話㈱およびエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱との間に建設工事に関する取引がありますが、平成30年3月期における取引金額は当社の受注高の1%未満であります。
  6. 下村節宏氏が執行役および取締役を務めていた三菱電機㈱は、一部の自動車用部品の取引に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、平成24年11月に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、平成25年9月に米国司法省との間で、罰金を支払うこと等を内容とする司法取引契約を締結しております。また、防衛省等との電子システム事業に係る契約に関し、平成24年1月以降、費用の過大請求を行っていたことが判明し、指名停止処分を受けております。同氏は、執行役および取締役として倫理遵法の徹底につき繰り返し指示し、監査を実施してはりましたが、事件の発生を完全に防止することはできませんでした。なお事件発生後には、第三者による調査を徹底するとともに、再発防止策を講じております。
  7. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者である下村節宏、網谷駿介の両氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。また社外取締役候補者である伊丹俊彦氏の選任が承認された場合についても、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

## 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 西牧武志氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。



おおうち  
**大内**

あつし  
**仁**

新任

生年月日 / 昭和31年10月5日生  
所有する当社の株式数 / 7,000株

### 略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和55年 4月	当社に入社	平成26年 3月	当社執行役員グループ統括室長 (兼) お客様センター長
平成19年 2月	当社CS推進部長	平成29年 3月	当社執行役員建築本部執務
平成24年 3月	当社リニューアル営業部長	平成30年 4月	当社常勤顧問 (現任)
平成25年 4月	当社執行役員リニューアル 営業部長		

### 監査役候補者 とした理由

大内 仁氏は、CS推進部、リニューアル営業部等、建築顧客対応部門の責任者を長く務め、建築分野における豊富な経験と実績を有しております。また、グループ統括室長として、当社グループ企業の会社経営にも豊富な実績と経験を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査できると判断し、監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者大内 仁氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 所有する当社の株式数には、戸田建設役員持株会における各自の持ち分を含めた実質所有株式数を記載しております。  
3. 当社は、監査役として有能な人材を迎えることができるよう、監査役との間で、当社への損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結できる旨を定款に定めており、監査役候補者である大内仁氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

以上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

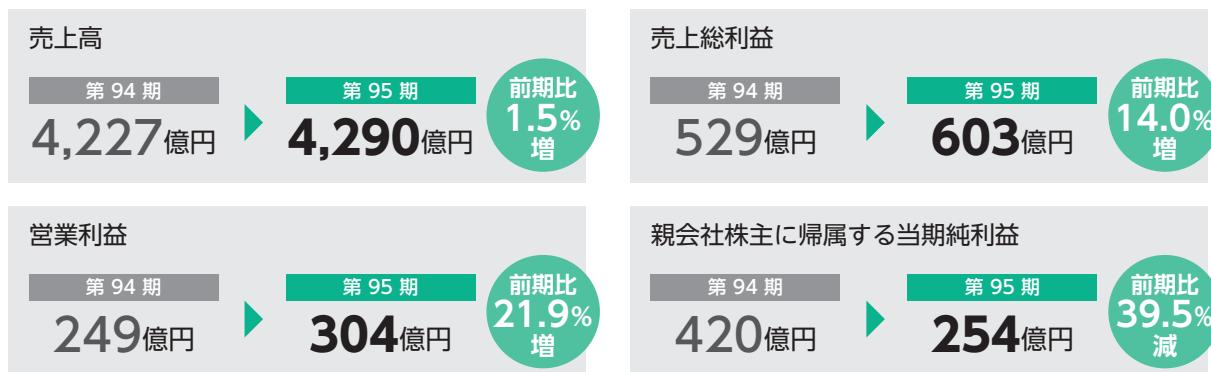
### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）における国内景気は、雇用・所得環境が改善し、個人消費や輸出にも持ち直しの動きが見られるなど、緩やかに回復しております。

建設業界におきましては、官公庁工事の受注が前年度を下回りましたが、民間工事は上回り、全体としては前年度並みに推移しております。

このような状況の中、当社グループの業績は以下のとおりとなりました。

連結売上高につきましては、主に国内グループ会社における外部顧客への売上高の増加及び在外子会社の手持工事の進捗により、4,290億円と前連結会計年度比1.5%の増加となりました。利益面につきましては、生産性向上の継続的取組みによる建設事業の利益率向上により、売上総利益率が14.1%と前連結会計年度比1.5ポイント上昇したことから売上総利益は603億円と前連結会計年度比14.0%の増加となりました。一方、販売費及び一般管理費につきましては人件費の増加等により、298億円と前連結会計年度比6.9%増加しましたが、営業利益は304億円と前連結会計年度比21.9%の増加となり、経常利益も330億円と前連結会計年度比21.5%の増加となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、法人税等の負担の増加等により、254億円と前連結会計年度比39.5%の減少となりましたが、前連結会計年度は当社における繰延税金資産の計上に伴い、税金費用が大幅に減少していたためです。



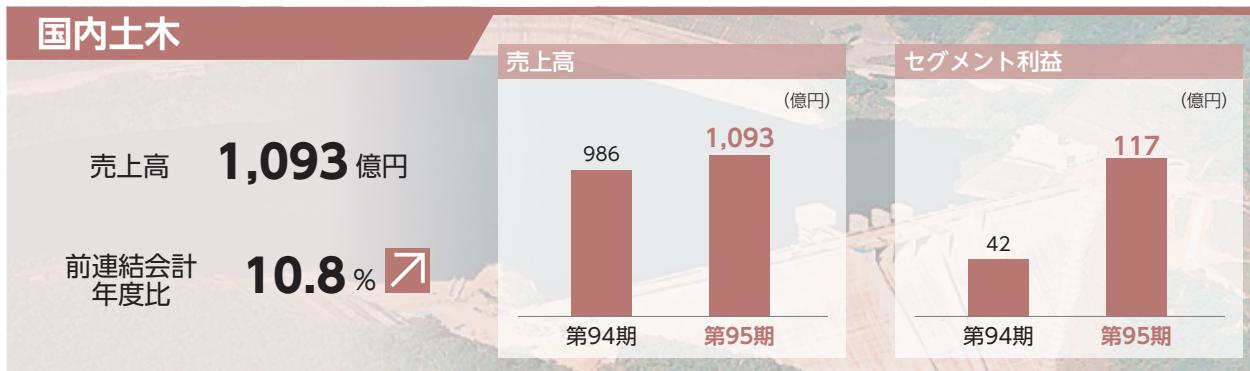
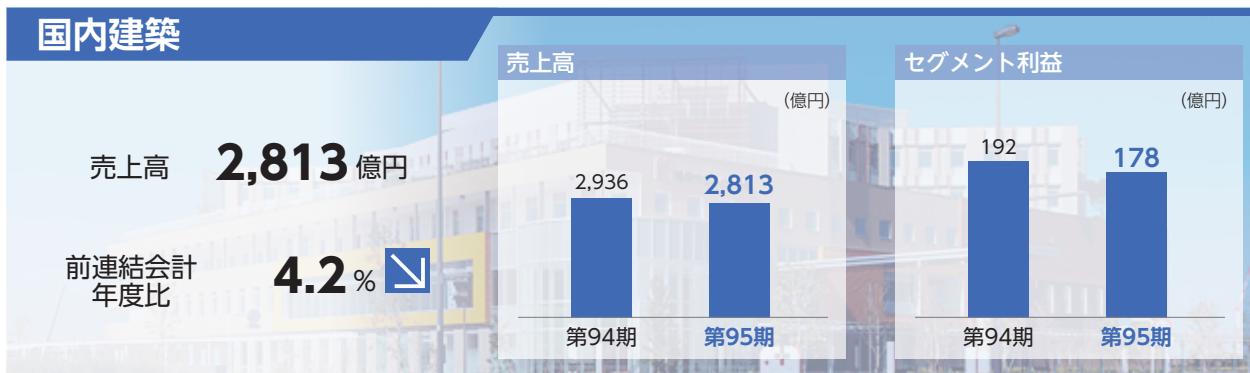
事業の種類別セグメントにおける業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より報告セグメントを「国内建築」、「国内土木」、「投資開発」、「国内グループ会社」の4区分に変更しております。

### [国内建築および国内土木]

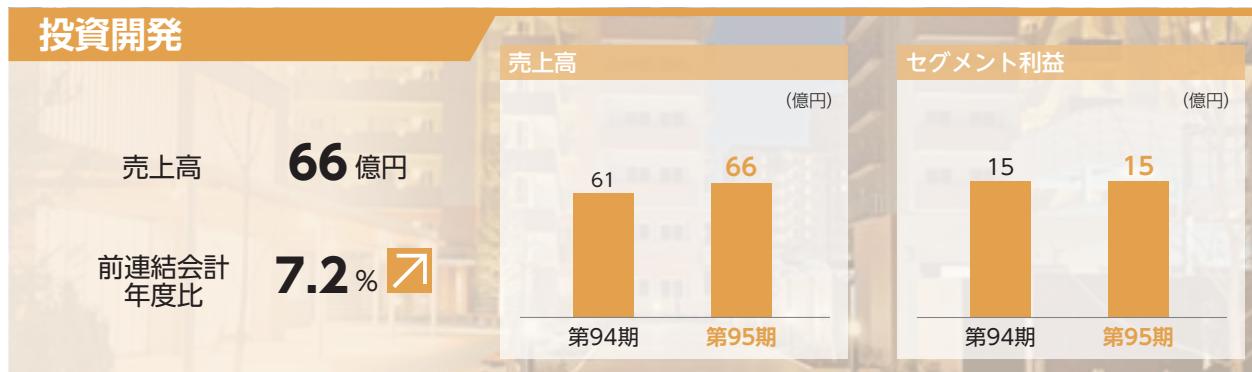
国内建築事業および国内土木事業におきましては、施工を核として建設物のライフサイクル全般にわたり、事業の展開を図ってまいりました。

この結果、国内建築事業の売上高は2,813億円（前連結会計年度比4.2%減）となり、セグメント利益は178億円（前連結会計年度比7.2%減）となりました。また国内土木事業の売上高は1,093億円（前連結会計年度比10.8%増）となり、セグメント利益は117億円（前連結会計年度比176.9%増）となりました。



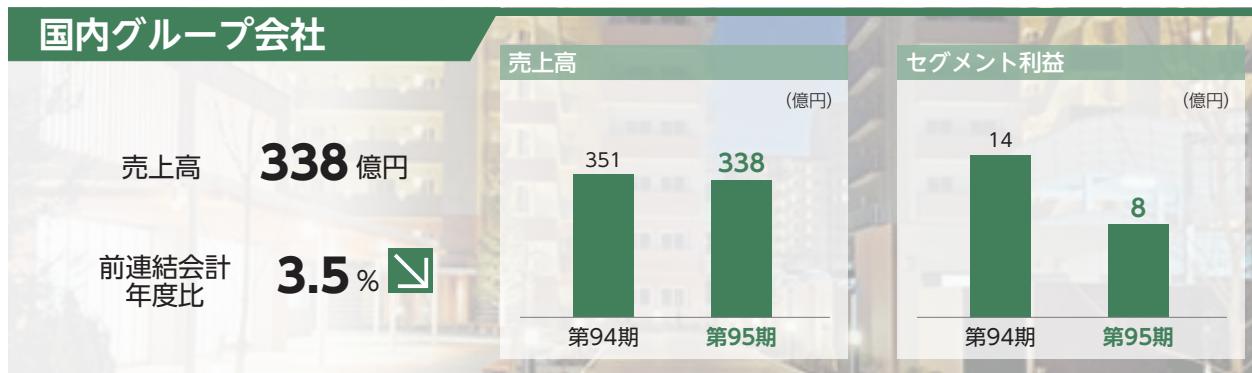
## [投資開発]

投資開発事業におきましては、保有する土地・建物の有効利用を図るとともに、賃貸ならびに国内建築事業および国内土木事業に付帯する販売を中心に事業を展開してまいりました。この結果、売上高は66億円（前連結会計年度比7.2%増）、セグメント利益は15億円（前連結会計年度比3.7%増）となりました。



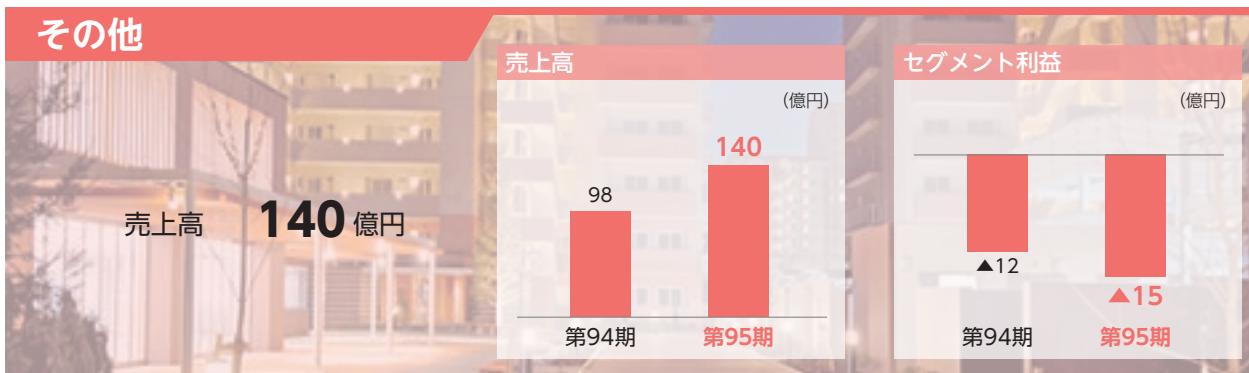
## [国内グループ会社]

国内グループ会社事業におきましては、国内の連結子会社が行う建築事業、土木事業、ビル管理を主とする不動産事業、ホテル業、グループ企業内を中心とした人材派遣業、金融・リース業を中心に事業を展開してまいりました。この結果、売上高は338億円（前連結会計年度比3.5%減）、セグメント利益は8億円（前連結会計年度比38.7%減）となりました。



## [その他]

その他の事業としては、海外事業及び浮体式洋上風力発電等の新領域事業を展開しており、売上高は140億円、セグメント損失は15億円となりました。



なお、当社個別の部門別の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。

## 当社個別の部門別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
国内建築事業	423,436	325,900	279,982	469,353
国内土木事業	182,813	108,933	109,328	182,418
海外事業	5,586	6,613	2,938	9,261
(小計)	611,836	441,447	392,249	661,034
投資開発事業等	—	8,075	8,075	—
合計	611,836	449,522	400,325	661,034

## 当期の主な受注工事

- ・三菱地所(株) 他 大手町二丁目日常盤橋地区第一種市街地再開発事業 A棟新築工事
- ・神奈川県横浜市 横浜市立市民病院再整備診療棟工事 (建築工事)
- ・(学)早稲田大学 早稲田大学研究開発センター I期計画 (仮称)
- ・(公助)総合花巻病院 総合花巻病院移転新築工事
- ・新千歳空港ターミナルビルディング(株) 新千歳空港国際線旅客ターミナルビル施設整備工事 (A工区)
- ・宮崎県 平成29年度宮崎県防災拠点庁舎建設主体工事
- ・札幌国際観光(株) 函館センチュリーマリーナホテル新築工事
- ・京都市上下水道局 新山科浄水場 導水トンネル築造工事
- ・三菱地所(株) 大手町二丁目日常盤橋地区第一種市街地再開発事業 A棟地下接続
- ・(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北海道新幹線、後志トンネル (塩谷)

## 当期の主な完成工事

- ・三菱地所(株) 他 (仮称) 大手町一丁目第3地区第一種市街地再開発事業新築工事
- ・(独)桑名市総合医療センター 桑名市総合医療センター建築工事
- ・日本郵便(株) 中国東部郵便処理施設 (仮称) 新築工事
- ・(独)国立病院機構九州がんセンター 独立行政法人国立病院機構九州がんセンター新築工事 (建築)
- ・(独)大阪府立病院機構 大阪府市共同住吉母子医療センター (仮称) 建設工事
- ・(学)河合塾 (仮称) 河合塾横浜校新築計画
- ・藤枝駅前一丁目8街区 藤枝駅前一丁目8街区市街地再開発事業
- 市街地再開発組合
- ・西日本高速道路(株) 新名神高速道路箕面インターチェンジ中工事
- ・環境省 平成27年度浪江町除染等工事 (その4)
- ・国土交通省東北地方整備局 国道45号 下安家道路工事

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は約93億円であります。設備投資の主なものは、賃貸事業用土地・建物等の取得、当社において生産性の高い業務推進体制の構築に要したICT再構築費等であります。

また、連結子会社であるオフショアウィンドファームコンストラクション合同会社は、浮体式洋上風力発電事業において洋上施工に用いる船舶を建造しております。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において当社は、平成29年12月14日に第3回無担保社債(5年債)100億円を発行いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループでは、中長期的な観点から不確実性を増す社会・経済情勢、加速度的に進む技術革新、さらに2020年以降に予想される建設投資の減少、少子高齢化による担い手不足などの経営課題に迅速に対応し、持続的成長を実現していかなくてはならないと認識しております。

これらの認識を踏まえ、平成29年5月に『「Assembly（組み立て）& Collaboration（共創）」による新価値の創造』を目指す姿とした「中期経営計画2019」を策定しました。

本計画では、「生産性 No.1・安全性 No.1 の進化」と「差別化価値の獲得」を柱とし、持続的成長に向けた収益基盤の構築を進めていきます。

##### 1. 中期経営計画2019で目指す姿

- 「Assembly（組み立て）& Collaboration（共創）」による新価値の創造
  - ① 生産性No.1・安全性No.1の進化
    - ： 1人当たり完成工事高30%向上・残業ゼロ・事故ゼロへの挑戦
  - ② 差別化価値の獲得
    - ： 強みの開拓と更なる強化、収益の多様化

##### 2. 2019年度 グループ業績目標

###### (1) 連結売上高・営業利益等

	2017年度実績	2019年度目標
連結売上高	4,290億円	5,000億円 程度
営業利益	304億円	250億円 以上
営業利益率	7.1%	5.0% 以上
労働生産性（個別）	1,656万円	1,500万円 以上

※ 労働生産性＝付加価値額（営業利益＋総額人件費）÷社員数（期中平均、派遣社員等を含む）

## (2) 事業別売上高・利益

	2017年度実績		2019年度目標		長期目標
連結売上高	4,290億円		5,000億円		
国内建築	2,813億円		3,400億円		
国内土木	1,093億円		1,150億円		
投資開発+新領域	68億円		85億円		
国内グループ会社	338億円		360億円		
海外	138億円		220億円		
連結消去	△162億円		△215億円		
営業利益	304億円	[100.0]	250億円	[100.0]	[100.0]
国内建築	178億円	[ 58.7]	165億円	[ 66.0]	[ 50.0]
国内土木	117億円	[ 38.7]	65億円	[ 26.0]	[ 15.0]
投資開発+新領域	12億円	[ 4.1]	4億円	[ 1.6]	[ 15.0]
国内グループ会社	8億円	[ 2.9]	16億円	[ 6.4]	[ 10.0]
海外	△11億円	[ △3.9]	0億円	[ 0.0]	[ 10.0]
連結消去	△1億円	[ △0.5]	—	[ — ]	[ — ]

※ 新領域は、エネルギー関連事業及びその他新規事業

※ [ ] は構成比率

※ 長期目標は、2020年以降を視野に入れた経営の方向性

## (3) 資本効率・株主還元

	2017年度実績	2019年度目標
ROE (自己資本利益率)	10.8%	8.0% 程度
総還元性向	34.1%	30.0% 程度

※ 総還元性向 = 総株主還元額 (配当総額 + 自社株式取得総額) ÷ 親会社株主に帰属する当期純利益

## (4) 投資計画

	計画期間累計	年度平均
投資開発 (不動産等)	420億円	140億円
新領域 (エネルギー等)	240億円	80億円
技術研究所整備・ICT再構築	60億円	20億円
合計	720億円	240億円

### 3. 事業方針

#### (1) 生産性No.1・安全性No.1の進化

- ・設計・施工段階における業務（基本・実施設計、施工計画、労働環境整備等）のフロントローディングを推進する。
- ・自動化・機械化施工等、新技術・ICT（情報コミュニケーション技術）を開発し、適用する。

#### (2) 差別化価値の獲得

##### ① 国内建設事業

- ・安定成長分野：得意分野（病院・学校、再開発、山岳トンネル、区画開発等）において、当社グループ独自の価値を提供する。
- ・重点強化分野：高付加価値オフィスビル、大規模インフラ等の継続的な受注を目指す。

##### ② 戦略事業

- ・将来収益の柱とするべく「投資開発」「新領域」「国内グループ会社」「海外」へのリソースシフトを推進する。

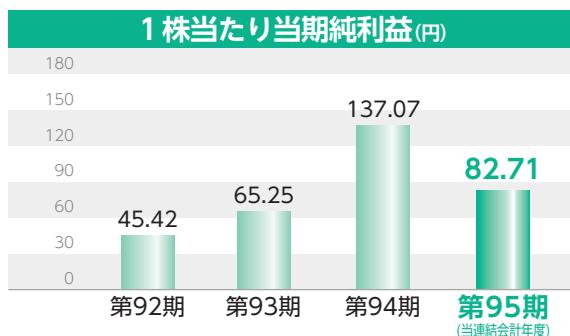
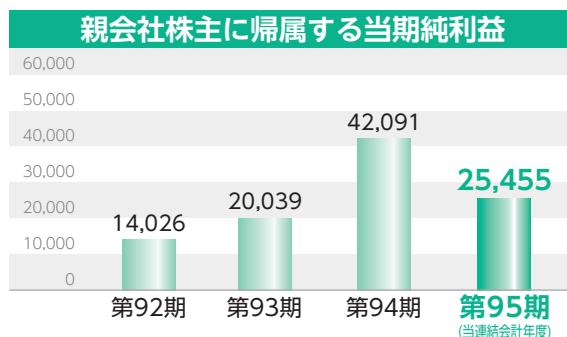
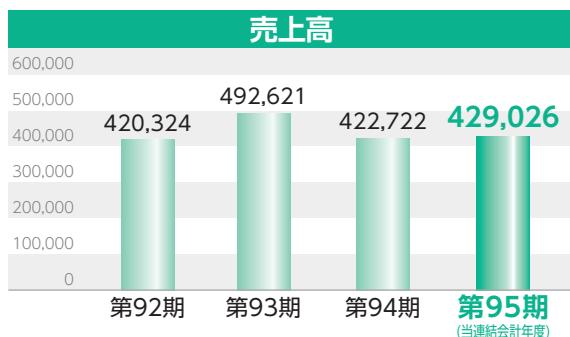
事業	主な取り組み
投資開発	<ul style="list-style-type: none"><li>・収益物件、区画開発事業等への投資及び運用</li><li>・京橋一丁目東地区開発計画（本社ビル建替え）の推進</li><li>・工作所等、社有資産の有効活用</li></ul>
新領域	<ul style="list-style-type: none"><li>・浮体式洋上風力発電の事業化</li><li>・新エネルギー、農業6次産業化、新規事業への取り組み</li></ul>
国内グループ会社	<ul style="list-style-type: none"><li>・全方位的顧客価値の提供、建設ライフサイクル事業（ビル管理、リニューアル、設備等）の強化</li><li>・M&amp;A等による特殊技術の獲得</li></ul>
海外	<ul style="list-style-type: none"><li>・ブラジル及び東南アジアにおける営業力の強化</li><li>・海外土木工事の継続的な受注</li><li>・保有技術の展開</li></ul>

#### (3) 経営基盤の強化とステークホルダー価値の向上

- ・人財流動化（ローテーション）、働き方改革を通じて、社員の多様化・多彩化・ポテンシャルアップを図る。
- ・キャッシュフローの改善及び適正な内部留保の確保（自己資本比率40%程度）により健全な財務体質を維持する。
- ・環境保全をはじめ、持続可能な社会の構築に向けた取り組みを推進する。

## (5) 財産および損益の状況の推移

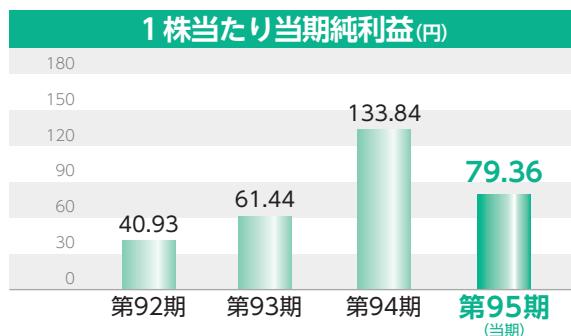
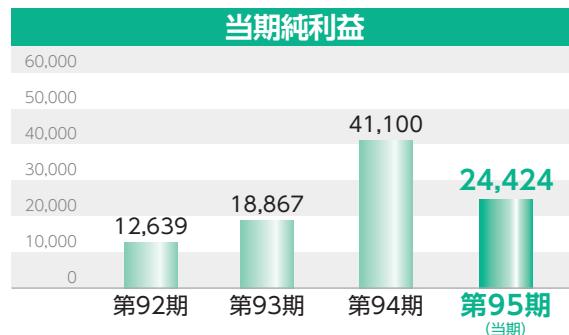
### ①企業集団の財産および損益の状況の推移 (単位：百万円)



(単位：百万円)

区分	平成26年度 第92期	平成27年度 第93期	平成28年度 第94期	平成29年度 第95期 (当連結会計年度)
売上高	420,324	492,621	422,722	429,026
親会社株主に帰属する当期純利益	14,026	20,039	42,091	25,455
1株当たり当期純利益	45.42円	65.25円	137.07円	82.71円
総資産 (純資産)	495,442 (182,988)	548,711 (177,417)	536,582 (226,895)	563,994 (249,394)

②当社の財産および損益の状況の推移 (単位：百万円)



(単位：百万円)

区分	平成26年度 第92期	平成27年度 第93期	平成28年度 第94期	平成29年度 第95期 (当事業年度)
受注高	455,516	420,769	478,587	449,522
売上高	383,829	463,476	399,578	400,325
当期純利益	12,639	18,867	41,100	24,424
1株当たり当期純利益	40.93円	61.44円	133.84円	79.36円
総資産 (純資産)	463,933 (169,100)	519,653 (166,276)	502,868 (212,780)	526,887 (233,508)

## (6) 重要な子会社の状況

### ①重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
戸田ビルパートナーズ株式会社	100百万円	90.9%	不動産業・ビル管理業・建設業・保険代理業
戸田道路株式会社	100百万円	67.0%	建設業（道路舗装・一般土木）
株式会社アベックエンジニアリング	100百万円	100.0%	建設業（建築設備）

連結子会社は、上記の3社を含めて18社であります。

### ②その他

#### 主な技術提携の状況

ネステオイル社（フィンランド）とエネルギー地下貯蔵技術、フォルツム社（フィンランド）と放射性廃棄物処分技術に関する技術提携を行っております。

## (7) 主要な事業内容 （平成30年3月31日現在）

事業区分	事業の内容
国内建築事業	当社が行う国内におけるオフィスビル等の建築一式工事に関する調査、企画、設計、監理、施工等に関する事業
国内土木事業	当社が行う国内におけるトンネル等の土木一式工事に関する調査、企画、設計、監理、施工等に関する事業
投資開発事業	当社グループが行う国内における不動産の自主開発・売買・賃貸等に関する事業
国内グループ会社事業	国内連結子会社が行う建築事業、土木事業、ビル管理を主とする不動産事業、貸金業、人材派遣業、リース業、ホテル業
その他の事業	海外における建築事業、土木事業及び不動産事業並びに国内における発電・売電事業、農業6次産業化等

## (8) 主要な事業所等 (平成30年3月31日現在)

### ① 当社

本店 東京都中央区京橋一丁目7番1号

支店

東京支店 (東京都中央区)

名古屋支店 (名古屋市)

首都圏土木支店 (東京都中央区)

札幌支店 (札幌市)

千葉支店 (千葉市)

東北支店 (仙台市)

関東支店 (さいたま市)

広島支店 (広島市)

横浜支店 (横浜市)

四国支店 (高松市)

大阪支店 (大阪市)

九州支店 (福岡市)

筑波技術研究所 (つくば市)

海外営業所および駐在員事務所

東南アジア統括事務所 (ベトナム)

ヤンゴン営業所 (ミャンマー)

ジャカルタ駐在員事務所 (インドネシア)

シンガポール営業所 (シンガポール)

### ② 子会社

株式会社アペックエンジニアリング (埼玉)

五島フローティングウィンドパワー合同会社 (長崎)

千代田建工株式会社 (東京)

オフショアウィンドファームコンストラクション合同会社 (東京)

戸田道路株式会社 (東京)

株式会社日新ライフ (東京)

戸田ビルパートナーズ株式会社 (東京)

アメリカ戸田建設株式会社 (アメリカ)

戸田ファイナンス株式会社 (東京)

ブラジル戸田建設株式会社 (ブラジル)

東和観光開発株式会社 (広島)

タイ戸田建設株式会社 (タイ)

戸田スタッフサービス株式会社 (東京)

ベトナム戸田建設有限公司 (ベトナム)

**(9) 従業員の状況** (平成30年3月31日現在)

## ①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,994名	122名増

## ②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,016名	48名増

**(10) 主要な借入先** (平成30年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	15,350百万円
株式会社みずほ銀行	7,480百万円
株式会社三井住友銀行	3,915百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,908百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,726百万円

## 2. 会社の株式に関する事項 (平成30年3月31日現在)

- |              |              |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 759,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 322,656,796株 |
| (3) 株主数      | 10,192名      |
| (4) 大株主      |              |

株主名	持株数	持株比率
大一殖産株式会社	38,315千株	12.48%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	15,398千株	5.02%
株式会社三菱東京UFJ銀行	9,772千株	3.18%
一般社団法人アリー	8,977千株	2.92%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	8,804千株	2.87%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,391千株	2.73%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	8,092千株	2.64%
三宅 良彦	7,027千株	2.29%
戸田 博子	6,611千株	2.15%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口 620090811)	6,002千株	1.95%

(注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式15,624千株があります。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社の配当金によって一般財団法人戸田みらい基金の活動原資を拠出するための第三者割当による自己株式の処分(250万株250万円)を行っております。なお、1株1円という発行価額は有利発行に該当することから、平成29年6月29日開催の第94回定時株主総会の承認を得た上での発行となっております。

また、上記の自己株式処分に伴う株式価値の希薄化を回避するとともに、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策を実行するため、平成29年4月28日の当社取締役会決議に基づき、平成29年6月29日から平成30年3月31日の間、市場取引により、2,951,000株(発行済株式総数に対する割合0.91%)の自己株式を総額2,499百万円で取得いたしました。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等 (平成30年3月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
今井雅則	代表取締役社長	人財戦略室長
鞠谷祐士	代表取締役	管理本部長
秋場俊一	代表取締役	
宮崎博之	代表取締役	建築本部長
戸田守道	取締役	価値創造推進室長
早川誠	取締役	
大友敏弘	取締役	総務部長(兼) リスクマネジメント室長
植草弘	取締役	戦略事業推進室長
下村節宏	取締役	三菱電機(株)相談役 日本原子力発電(株)社外監査役
網谷駿介	取締役	
西牧武志	常勤監査役	
海老原恵一	常勤監査役	
神谷和彦	監査役	公認会計士(神谷和彦公認会計士事務所) わらべや日洋ホールディングス(株)社外監査役 (株)ISホールディングス社外監査役 FDK(株)社外取締役(監査等委員) (株)ストライク社外取締役
安達久俊	監査役	
丸山恵一郎	監査役	弁護士(名川・岡村法律事務所) (学)東京音楽大学理事 (株)エイチワン社外取締役

- (注) 1. 取締役下村節宏氏および網谷駿介氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役神谷和彦氏、安達久俊氏および丸山恵一郎氏は、社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役海老原恵一氏および監査役神谷和彦氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 ・常勤監査役海老原恵一氏は、長年にわたり当社の財務部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。  
 ・監査役神谷和彦氏は、公認会計士の資格を有しております。  
 4. 取締役下村節宏氏、網谷駿介氏および監査役神谷和彦氏、安達久俊氏、丸山恵一郎氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(ご参考)

当社では執行役員制度を導入しております。平成30年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

* 執行役員社長	今 井 雅 則	執行役員	深 代 尚 夫
* 専務執行役員	鞠 谷 祐 士	執行役員	三 宅 正 人
* 専務執行役員	宮 崎 博 之	執行役員	窪 田 浩 一
専務執行役員	藤 田 謙	執行役員	若 林 英 実
* 専務執行役員	戸 田 守 道	執行役員	山 崎 俊 博
* 常務執行役員	大 友 敏 弘	執行役員	徳 久 光 彦
* 常務執行役員	植 草 弘	執行役員	古 賀 孝 三
常務執行役員	平 田 俊 男	執行役員	舘 野 孝 信
常務執行役員	光 用 薫	執行役員	神 尾 哲 也
常務執行役員	山 本 嘉 彦	執行役員	永 井 睦 博
常務執行役員	高 橋 浩 一	執行役員	大 谷 清 介
常務執行役員	山 田 裕 之	執行役員	吉 岡 耕 一 郎
常務執行役員	横 溝 祐 次	執行役員	竹 村 和 晃
常務執行役員	宮 地 淳 夫	執行役員	西 村 正
常務執行役員	浅 野 均	執行役員	内 藤 欣 雄
常務執行役員	長 田 眞 一	執行役員	市 原 卓
		執行役員	町 田 佳 則

(注) \*は取締役兼務者です。

## (2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役	11人	325百万円	(うち社外	2人	20百万円)
監査役	5人	56百万円	(うち社外	3人	22百万円)

(注) 上記には、取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬の費用計上額18百万円が含まれております。

## (3) 社外役員に関する事項

## ①社外役員の重要な兼職先と当社との関係

氏名	重要な兼職先	当社との関係
下村 節 宏	三菱電機(株)相談役 日本原子力発電(株)社外監査役	特別な取引関係はありません。
神谷 和 彦	公認会計士（神谷和彦公認会計士事務所） わらべや日洋ホールディングス(株)社外監査役 (株)ISホールディングス社外監査役 FDK(株)社外取締役（監査等委員） (株)ストライク社外取締役	特別な取引関係はありません。
丸山 恵 一郎	弁護士（名川・岡村法律事務所） （学）東京音楽大学理事 (株)エイチワン社外取締役	特別な取引関係はありません。

## ②社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
下村 節 宏	取締役会17回のうち16回に出席し、会社の経営者としての見地から、様々な助言・提言を行っております。
網谷 駿 介	取締役会17回のすべてに出席し、会社の経営者としての見地から、様々な助言・提言を行っております。
神谷 和 彦	取締役会17回のすべてに、監査役会18回のすべてに出席しており、公認会計士としての専門的な見地から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。
安達 久 俊	取締役会17回のすべてに、監査役会18回のすべてに出席しており、会社の経営者としての見地から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。
丸山 恵 一郎	取締役会17回のすべてに、監査役会18回のすべてに出席しており、弁護士としての専門的な見地から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

青南監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ①当社が支払うべき報酬等の額

54百万円

#### ②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

54百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間および報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ③非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外のコンフォートレター作成業務を委託しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められたる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

## 5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

当社取締役は、経営方針並びに企業行動憲章に掲げる理念に基づき、その職務を適正に執行する。また、取締役会を原則、月一回開催し、経営の重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督を行うほか、以下の体制を定め、会社業務の適正を確保する。

### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他情報につき、情報管理基本方針に則り情報管理規程等、各社内規程の定めに従い、適切に保存及び管理を行う。

### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理基本マニュアルに基づき、個別リスク毎に責任部門等を定め、会社全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確にする。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を採用し、取締役会により選任された執行役員は、取締役会にて決定された経営の基本方針に従って、当社業務を執行する。
- ② 経営会議及び戦略会議を開催し、経営及び業務執行に関する重要事項を審議する。
- ③ 業務執行にあたっては、職制規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続等を定める。

#### (4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①社長を委員長とする本社コンプライアンス委員会を開催し、当社のコンプライアンスに関する重要方針を審議する。また、支店コンプライアンス委員会、担当部門、企業倫理ヘルプライン等によるグループ行動規範に基づく行動の監視、コンプライアンス教育の推進など、コンプライアンスの浸透に向けた施策を実施する。
- ②内部監査部門として監査室を置く。監査室は定期的に社内各部門の業務状況の監査を実施し、監査結果は取締役会及び監査役会へ報告する。

#### (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社に適用する行動理念・指針として「戸田建設グループ企業行動憲章」・「戸田建設グループ行動規範」を定め、グループ一体となったコンプライアンス体制を整備する。
- ②定期的にグループ統括会議を開催し、グループ会社との情報共有等を行うと共に、関係会社管理規程及び海外法人管理規程に基づき、経営上の重要事項に関して事前承認、報告を求め、管理する。
- ③グループ会社に、危機管理基本マニュアルに基づく個別の危機管理体制の整備、運用、及び重大事案等に関する適切な報告を求める。
- ④グループ会社の日常的モニタリングを行う部門としてグループ統括室及び海外事業部管理部を置き、関係会社管理規程及び海外法人管理規程に基づきグループ会社への支援、指導を実施すると共に、経営上重要な事項については当社取締役会に報告する。
- ⑤監査室によるグループ会社への業務監査を適宜実施し、監査結果を当社取締役会及び監査役会に報告する。また、法務部によるコンプライアンス教育の実施、企業倫理ヘルプラインの設置等により、コンプライアンス体制の実効性を確保する。

#### (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する部門として監査役室を置く。監査役室は監査役会直属の組織とし、監査役室の人事、組織変更等については、あらかじめ監査役会又は監査役会が指名する監査役の意見を求める。

## (7) 監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループの業績に重要な影響を与える事実を知ったとき、直ちに当社監査役会に報告する。また、前記に関わらず、当社監査役はいつでも必要に応じて、当社取締役及び使用人並びにグループ会社取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 前項の報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

## (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債権の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生じた費用又は債務は、その請求に基づき速やかに処理する。

## (9) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役、会計監査人と定期的に経営情報を共有する機会を設ける。また、各種会議への出席の機会を設けると共に、適宜内容の報告を行う。

監査室は、監査役が職務を執行するにあたり、緊密な関係を保ち、協力する。

## 【当該体制の運用状況の概要】

当社では、上記方針に基づき、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました主な取り組みの概要は以下のとおりであります。

### (コンプライアンスに関する取り組み)

代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会が主導して、「戸田建設グループ 企業行動規範」をはじめとした関連規程の整備、報告・相談窓口（企業倫理ヘルプライン）の設置・運用、教育啓発活動（eラーニング研修等各種集合研修）を継続的に実施しております。

当期の主な活動としては、上記の継続的諸施策・活動に加えて、コンプライアンスの諸施策・活動に関して、その効果を客観的に確認し更なる改善を図るためにグループ全社に対してコンプライアンス意識調査アンケートを実施し、各社および協力会社から意見を聴取し、理解度を確認しました。

### (リスク管理に関する取り組み)

代表取締役社長直轄のリスクマネジメント室とコンプライアンス委員会が連携して、経営目標の達成と事業活動に重大な悪影響を及ぼすリスクを把握し、リスク低減策を策定、実行するとともに、万一リスクが顕在化した場合の被害・損害をできる限り小さくするために必要な備えを部門横断的に実施しております。

当期においても、期初に各部門毎に抽出したリスクをリスク抽出リストとしてまとめ、その中から、当社グループにとって重要な重点管理リスクを選定し、優先的に対応していく体制を整備しております。また、期末に部署長、作業所長によるリスク抽出リストを用いた自部門のリスクの総点検を行い、来期活動計画に反映させるとともに継続的な改善により、危機の発生の未然防止を図りました。

### (子会社管理に関する取り組み)

戦略事業推進室が投資事業、新規事業、当社グループの価値の増進施策を一元的に掌握する目的で設置されております。子会社が当社に対し事前承認を求める、または報告すべき事項を定めた関係会社管理規程に基づき、必要に応じて子会社から当社に対し付議・報告がなされています。

また、子会社の経営内容及び経営方針を当社に対して報告・説明する定例会議においても、付議基準に基づき、必要に応じて付議・報告が行われました。また、規程などに基づき付議・報告がなされていることについては監査室や会計監査人が往査や評価を行い、子会社管理を所管する戦略事業推進室が、その報告を受けることにより確認しております。

### (監査役監査に関する取り組み)

監査役は、取締役会のほか監査役が必要と認める重要会議への出席、事業部門、各支店及び作業所などへの往査・ヒアリング、当社及び当社の重要な子会社の代表取締役との面談などを行いました。

会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正性を監視しながら、監査計画報告（年次）及び会計監査結果報告（四半期レビュー・期末決算毎）の受領並びに情報交換・意見交換を行うほか、会計監査人の選定に関わる協議も実施しました。

また、社内監査部門である監査室とは、定期的及び必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図りました。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえば利害関係者との良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

### (2) 基本方針の実現に資する取組み

①当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、1967年に経営方針を制定し、これに基づいた企業活動を行うことでお客様をはじめとするステークホルダーとの信頼関係の構築に努めてまいりました。

一方で、社会情勢や社会的要請、当社グループの事業構成等につきましては、約50年前の制定当時と大きく状況が変化しています。こうした背景から、当社の歴史の中で培われてきた価値観や精神を再確認するとともに、未来に向けた指針を改めて明文化していくことが必要となり、2017年1月、持続的成長の実現及び企業理念に基づく経営体制の強化を目的に経営方針を含む「企業理念」全体を見直し、改定を行っております。

その改定においては、従来の経営方針の内容をベースにCSR（企業の社会的責任）やCSV（共通価値の創造）等の観点を踏まえ、その適用範囲につきましては当社単体から当社グループ全体へと拡大

したものとなっております。併せて行動理念である「企業行動憲章」の改定とともに、2015年制定の「グローバルビジョン」を含めた理念体系の整備を行いました。

経営環境の変化が予想される中、当社グループ全体で目的意識を共有し諸課題に取り組んでいくことを持続的成長の実現に向けた強い原動力としていきます。今後ともこの企業理念に基づく活動を推進し、当社グループの存在価値を高め、社会の発展に貢献してまいります。

## ②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成29年6月29日開催の当社第94回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本対応策」といいます。）を継続することに関して決議を行い、株主の皆様のご承認をいただいております。

本対応策の概要は次のとおりです。

### ア 本対応策に係る手続き

#### a 対象となる大規模買付等

本対応策は以下の(a)又は(b)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本対応策に定められる手続きに従わなければならないものとします。

(a) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

(b) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

#### b 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本対応策に定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

## c 情報の提供

意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を日本語で提供していただきます。

## d 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(a)又は(b)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(a) 対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には60日間

(b) その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記(a)、(b)いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合にのみ延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様の開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

## e 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記dの当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとし、その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者の助言を得ることができるものとし、

(a) 買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本対応策に規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。

#### (b) 買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合

買付者等が本対応策に規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。ただし手続きが遵守されている場合でも、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、例外的措置として対抗措置の発動を勧告する場合があります。

#### f 取締役会の決議

当社取締役会は、eに定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとしします。

#### g 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記 f の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、買付者等が大規模買付等を中止した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとしします。

#### h 大規模買付等の開始

買付者等は、本対応策に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとしします。

#### イ 本対応策における対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記ア f に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行うこととしします。

ウ 本対応策の有効期間、廃止及び変更

本対応策の有効期間は、平成29年6月29日開催の第94回定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本対応策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応策は当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の取締役会により本対応策の廃止の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、法令等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、独立委員会の承認を得た上で、本対応策を修正し、又は変更する場合があります。

(3) 上記(2)の取組みが、上記(1)の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社取締役会は、「中期経営計画」及びそれに基づく施策は当社及び当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資する具体的方策として策定されたものであり、(1)の基本方針に沿うものと判断しております。また、次の理由から上記(2)②の取組みについても上記(1)の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

①買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

②当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応策は、当社株式等に対する大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするものです。

### ③株主意思を重視するものであること

当社は、本対応策の継続に関する株主の意思を確認するため、平成29年6月29日に開催された第94回定時株主総会において本対応策の継続に関する議案を付議し、その承認可決を受けております。また、本対応策の有効期間は平成32年6月開催予定の当社第97回定時株主総会終結時までであり、また、その有効期間の満了前に開催される当社株主総会において本対応策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応策も当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。

### ④独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本対応策の運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、本対応策の透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

### ⑤合理的な客観的発動要件の設定

本対応策は、上記(2)②アに記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

### ⑥デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(2)②ウに記載のとおり、本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。

また、当社は期差任期制を採用しておりません。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>279,802</b>	<b>流動負債</b>	<b>207,827</b>
現金預金	80,597	支払手形・工事未払金等	88,499
受取手形・完成工事未収入金等	135,438	短期借入金	25,496
有価証券	20,029	未払法人税等	3,723
販売用不動産	7,400	未成工事受入金	29,657
未成工事支出金	12,449	賞与引当金	7,371
その他のたな卸資産	1,669	完成工事補償引当金	4,089
繰延税金資産	5,846	工事損失引当金	444
その他	17,442	預り金	23,324
貸倒引当金	△1,071	その他	25,221
<b>固定資産</b>	<b>284,191</b>	<b>固定負債</b>	<b>106,772</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>95,386</b>	社債	20,000
建物・構築物	17,067	長期借入金	29,979
機械、運搬具及び工具器具備品	4,445	繰延税金負債	23,023
土地	71,670	再評価に係る繰延税金負債	7,272
リース資産	91	役員退職慰労引当金	170
建設仮勘定	2,111	役員株式給付引当金	120
<b>無形固定資産</b>	<b>8,942</b>	関係会社整理損失引当金	104
のれん	658	退職給付に係る負債	21,872
その他	8,284	資産除去債務	1,089
<b>投資その他の資産</b>	<b>179,862</b>	その他	3,139
投資有価証券	174,775	<b>負債合計</b>	<b>314,600</b>
長期貸付金	489	<b>純資産の部</b>	
退職給付に係る資産	1,484	<b>株主資本</b>	<b>175,582</b>
繰延税金資産	323	資本金	23,001
その他	3,051	資本剰余金	25,681
貸倒引当金	△262	利益剰余金	136,336
		自己株式	△9,437
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>70,734</b>
		その他有価証券評価差額金	66,969
		繰延ヘッジ損益	△3
		土地再評価差額金	5,676
		為替換算調整勘定	△658
		退職給付に係る調整累計額	△1,249
		<b>非支配株主持分</b>	<b>3,078</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>249,394</b>
<b>資産合計</b>	<b>563,994</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>563,994</b>

## 連結損益計算書 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：百万円)

売上高		
完成工事高	414,177	
投資開発事業等売上高	14,848	429,026
売上原価		
完成工事原価	358,408	
投資開発事業等売上原価	10,276	368,684
売上総利益		
完成工事総利益	55,769	
投資開発事業等総利益	4,572	60,341
販売費及び一般管理費		29,878
<b>営業利益</b>		<b>30,463</b>
営業外収益		
受取利息	318	
受取配当金	2,755	
保険配当金	240	
その他	334	3,649
営業外費用		
支払利息	823	
支払手数料	109	
その他	142	1,075
<b>経常利益</b>		<b>33,037</b>
特別利益		
固定資産売却益	24	
投資有価証券売却益	2,991	
その他	268	3,284
特別損失		
固定資産廃棄損	452	
その他	35	488
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>35,834</b>
法人税、住民税及び事業税	4,985	
法人税等調整額	5,302	10,288
<b>当期純利益</b>		<b>25,545</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		90
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>25,455</b>

## 連結株主資本等変動計算書 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	23,001	25,682	116,816	△8,233	157,267
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△4,612		△4,612
親会社株主に帰属する 当期純利益			25,455		25,455
自己株式の処分		△1,321		1,326	4
自己株式の取得				△2,530	△2,530
自己株式処分差損の振替		1,321	△1,321		—
連結子会社の増資による 持分の増減		△0			△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△0	19,520	△1,204	18,315
当期末残高	23,001	25,681	136,336	△9,437	175,582

	その他の包括利益累計額						非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	63,513	1	5,676	△542	△1,957	66,691	2,937	226,895
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△4,612
親会社株主に帰属する 当期純利益								25,455
自己株式の処分								4
自己株式の取得								△2,530
自己株式処分差損の振替								—
連結子会社の増資による 持分の増減								△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	3,455	△5	—	△116	708	4,042	140	4,183
連結会計年度中の変動額合計	3,455	△5	—	△116	708	4,042	140	22,499
当期末残高	66,969	△3	5,676	△658	△1,249	70,734	3,078	249,394

## 計算書類

### 貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>253,273</b>	<b>流動負債</b>	<b>190,389</b>
現金預金	66,782	支払手形	2,227
受取手形	1,181	電子記録債務	17,259
電子記録債権	1,093	工事未払金	63,839
完成工事未収入金	127,014	短期借入金	21,631
有価証券	20,029	リース債務	38
販売用不動産	6,570	未払法人税等	3,488
未成工事支出金	11,231	未成工事受入金	27,708
不動産事業支出金	665	預り金	21,534
繰延税金資産	5,668	賞与引当金	7,058
未収入金	1,501	完成工事補償引当金	4,001
立替金	10,518	工事損失引当金	418
その他	2,167	従業員預り金	7,787
貸倒引当金	△1,151	その他	13,395
<b>固定資産</b>	<b>273,613</b>	<b>固定負債</b>	<b>102,989</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>78,408</b>	社債	20,000
建物・構築物	12,226	長期借入金	29,879
機械・運搬具	280	リース債務	37
工具器具・備品	284	繰延税金負債	22,921
土地	64,900	再評価に係る繰延税金負債	7,272
リース資産	79	退職給付引当金	20,117
建設仮勘定	635	役員退職慰労引当金	122
<b>無形固定資産</b>	<b>8,273</b>	役員株式給付引当金	120
<b>投資その他の資産</b>	<b>186,932</b>	関係会社事業損失引当金	58
投資有価証券	167,791	資産除去債務	148
関係会社株式・関係会社出資金	14,145	その他	2,310
長期貸付金	487	<b>負債合計</b>	<b>293,378</b>
破産更生債権等	6		
長期前払費用	87	<b>純資産の部</b>	
前払年金費用	2,368	<b>株主資本</b>	<b>160,909</b>
その他	2,308	資本金	23,001
貸倒引当金	△262	資本剰余金	25,573
		資本準備金	25,573
		利益剰余金	121,772
		利益準備金	5,750
		その他利益剰余金	116,022
		建設積立金	35,000
		別途積立金	56,774
		繰越利益剰余金	24,247
		自己株式	△9,437
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>72,599</b>
		その他有価証券評価差額金	66,926
		繰延ヘッジ損益	△3
		土地再評価差額金	5,676
		<b>純資産合計</b>	<b>233,508</b>
<b>資産合計</b>	<b>526,887</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>526,887</b>

## 損益計算書 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

売上高		
完成工事高	392,249	
投資開発事業等売上高	8,075	400,325
売上原価		
完成工事原価	338,590	
投資開発事業等売上原価	5,891	344,481
売上総利益		
完成工事総利益	53,659	
投資開発事業等総利益	2,184	55,843
販売費及び一般管理費		26,879
<b>営業利益</b>		<b>28,963</b>
営業外収益		
受取利息	29	
受取配当金	2,780	
保険配当金	240	
その他	309	3,360
営業外費用		
支払利息	741	
社債利息	65	
支払手数料	109	
その他	131	1,048
<b>経常利益</b>		<b>31,275</b>
特別利益		
固定資産売却益	12	
投資有価証券売却益	2,991	
その他	233	3,237
特別損失		
固定資産廃棄損	452	
その他	34	486
<b>税引前当期純利益</b>		<b>34,026</b>
法人税、住民税及び事業税	4,230	
法人税等調整額	5,372	9,602
<b>当期純利益</b>		<b>24,424</b>

## ■ 株主資本等変動計算書 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					建設積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	23,001	25,573	—	25,573	5,750	15,000	36,774	45,757	103,282
事業年度中の変動額									
建設積立金の積立						20,000		△20,000	—
別途積立金の積立							20,000	△20,000	—
剰余金の配当								△4,612	△4,612
当期純利益								24,424	24,424
自己株式の処分			△1,321	△1,321					—
自己株式の取得									—
自己株式処分差損の振替			1,321	1,321				△1,321	△1,321
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	20,000	20,000	△21,510	18,489
当期末残高	23,001	25,573	—	25,573	5,750	35,000	56,774	24,247	121,772

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△8,233	143,624	63,480	△0	5,676	69,156	212,780
事業年度中の変動額							
建設積立金の積立			—				—
別途積立金の積立			—				—
剰余金の配当		△4,612					△4,612
当期純利益		24,424					24,424
自己株式の処分	1,326	4					4
自己株式の取得	△2,530	△2,530					△2,530
自己株式処分差損の振替		—					—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			3,445	△3	—	3,442	3,442
事業年度中の変動額合計	△1,204	17,285	3,445	△3	—	3,442	20,727
当期末残高	△9,437	160,909	66,926	△3	5,676	72,599	233,508

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

戸田建設株式会社  
取締役会 御中

青南監査法人

代表社員 公認会計士 小平 修 印  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 鈴木 大輔 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、戸田建設株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、戸田建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

戸田建設株式会社  
取締役会 御中

青南監査法人

代表社員 公認会計士 小平 修 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 鈴木 大輔 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、戸田建設株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月21日

### 戸田建設株式会社 監査役会

常勤監査役	西 牧 武 志	Ⓔ
常勤監査役	海老原 恵 一	Ⓔ
監 査 役 (社外監査役)	神 谷 和 彦	Ⓔ
監 査 役 (社外監査役)	安 達 久 俊	Ⓔ
監 査 役 (社外監査役)	丸 山 恵 一 郎	Ⓔ

以 上

